熊本県立人吉高等学校五木分校　いじめ防止基本方針

１　いじめ防止等に関する基本的な考え方

（１）　いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

（２）　いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許せない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

（３）　いじめの防止等の対策は、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

２　いじめの定義

（１）　「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある校内の他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）　具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
イ　仲間はずれ、集団による無視をされる。
ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
エ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
オ　金品をたかられる。
カ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
キ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
ク　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

３　いじめの防止等の対策のための組織

「いじめ問題対策委員会」

（１）構成員

校長、副校長、教頭、人権同和教育担当、生徒指導主事、保健主事、
各学年担任、外部専門家

（２）組織の役割

ア　学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
イ　いじめの相談・通報の窓口の役割を行う。
ウ　いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
エ　いじめの疑いに係る情報があった場合は、緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導・支援の体制や対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

４　年間計画

（１）年間の取組についての検証を行う時期（ＰＤＣＡサイクルの期間）

ア　年間計画作成（４月）

いじめ問題対策委員会（専門家を除く）で作成

第１回いじめ問題対策委員会（６月）

年間計画の確認

イ　第２回いじめ問題対策委員会（１１月）

状況報告

ウ　第３回いじめ問題対策委員会（２月）

１年間の検証と総括

（２）取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

ア　職員会議（いじめアンケート集計報告　９月、１月、３月）

イ　職員会議（学校評価　１月）

ウ　学校評議員会兼学校関係者評価委員会（２月）

エ　職員会議（年間反省　３月）

（３）いじめの未然防止の取組と実施時期

ア　月例集会講話　（毎月１回）

イ　人権教育ＬＨＲ（６月、１２月、２月）

ウ　ＴＳプラン（総合的な学習の時間）の体験活動

エ　「命を大切にする心」を育む指導プログラム（年６回授業）

オ　生徒会活動（あいさつ運動　毎月１週間）

カ　保小中高合同運動会への取組（４月、５月）

（４）いじめの早期発見の取組と実施時期

ア　相談窓口の周知（入学式、１学期始業式及び５月秀麗会総会で、養護教諭が相談・通報の窓口であることを生徒・保護者に紹介する。電話番号　０９６６－３７－２８７７）

イ　生活ノート　　（毎日、担任が生徒の状態を掌握する。）

ウ　健康観察　　（毎日、養護教諭が行う。）

エ　教育相談　　（毎日、窓口は保健室。）

オ　個別面談　　（４月、７月、１２月、その他随時、担任が実施。）

カ　アンケート調査（６月、１２月、３月に実施。）

キ　校内研修

生徒理解職員研修（４月）

運営委員会での情報共有（毎週）

特別支援委員会（６月、１１月、２月）

５　いじめに対する措置

（１）発見されたいじめ事案への初期対応（発見者、担任、生徒指導主事等）

ア　被害生徒からの事実確認と事情聴取

イ　加害生徒の考え・行為の把握

ウ　第三者からの情報収集

エ　教頭・副校長・校長への発生報告
オ　保護者への連絡
カ　県教育委員会への発生報告
（２）調査及び対応
ア　事実確認
（聞き取り調査、情報収集、事実確認と情報の整理）
イ　いじめ問題対策委員会
（事実の正確な把握と情報の共有化、いじめの背景分析、対応についての検討）
ウ　臨時職員会議
（情報交換、対応報告と協議、共通理解と指導の統一）
エ　県教育委員会・保護者への調査結果の報告
オ　事態への対応及び再発防止策
（３）組織的対応
「いじめ問題対策マニュアル」（別紙①）に従い、迅速に組織的な対応を行う。

６　重大事態への対応
（１）重大事態とは
「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」であり、具体的には生徒が自殺を企画した場合や、心身に重大な障害を負った場合、金品に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などである。また、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」であり、具体的には年間３０日の欠席を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、学校の判断により、迅速に対応する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあれば、校長が判断し、適切に対応する。
（２）連絡・報告
県教育委員会へ重大事態発生の報告
（３）対応
ア　調査委員会の設置
（いじめ問題対策委員＋県教育委員会派遣の専門家）
イ　調査（学校＋県教育委員会）
ウ　保護者等への情報を適切に提供、調査結果の報告
エ　知事報告
オ　学校及び県教育委員会による当該事態への対処及び再発防止への取組
（４）重大事態発生時の対応フロー（別紙②）

別紙①

いじめ問題対策マニュアル

熊本県立人吉高等学校五木分校

1 いじめ問題の発見・発覚・発生等

・生活ノート　・教師の発見、気づき・　個別面談　・いじめられている本人からの訴え
・定期的なアンケート　・地域の人からの通報　・他の生徒や保護者からの報告、連絡
＊いじめについては、全職員が常に危機感を持ち、目くばり、心配りをしながら撲滅に努める

↓

2 事実確認（初期対応）〔発見者・担任・生徒指導主事等〕

・訴えてきた生徒（被害者）の主張を第一に尊重し、すべてを受け止め迅速に対応する。
・いじめた側（加害者）の生徒の考え・行為を正確に把握する。
・第三者より客観的な情報を収集し、事実の正確な収集をする。

↓

生徒指導主事
・いじめ問題の事実を報告

→ **校長・副校長 教頭**

↓ **県教育委員会**

3 いじめ問題対策委員会

（校長・副校長・教頭・人権同和教育担当・生徒指導主事・保健主事・各学年担任・外部専門家）
※重大な場合は県教育委員会が派遣する専門家等を加える
・情報、事実の正確な把握と確認をする。情報や現状認識の共有化を図る。
・いじめの背景にあるものを分析する。
・対応について検討する。　（必要に応じて生徒指導委員会を開く。）

4 生徒指導委員会＋関係職員

↓

5 臨時職員会議

・情報交換を行い、対応を報告、協議する。
・共通理解を図り、統一された指導に努める。

専門機関・医療機関等の活用

校長・副校長・教頭
・体制に確立
・保護者、地域への対応
・警察、病院等への連絡調整

・必要に応じて PTA 等にも説明し理解と協力を依頼する。
・臨時保護者会等を開いて状況を報告し、学校の取組への理解と協力を依頼する。

↓

6 報告

・報告書を作成し、県教育委員会へ報告する。

↓

被害者の保護者への連絡
・家庭訪問し、事実を正確に伝達
・保護者の心情の理解と共感
・事後の密な連携

7 具体的な対応
＊担任だけで処理せず、生徒指導主事を中心に全職員での対応を原則とする。

加害者の保護者への連絡
・家庭訪問し、事実を正確に伝達
・保護者の心情の理解と共感
・生徒の更正と相手生徒関係改善
・事後の密な連携

↓

7-1 生徒（被害者）
・心の支えになることを第一に考える。
・生徒の話をしっかり聞き、正確な情報の収集をおこなう。
・必要に応じて外部関係機関との連携をとる。

7-2 周囲の生徒
＊傍観することはいじめを認め、助長することだと指導し、いじめを許さない心情を高めていく。

7-3 生徒（加害者）
・生徒の話を途中で遮らず、理由、言い分をしっかり聞く。
・いかなる場合でもいじめは許されることではないことを理解させる。

↓

8 学校全体の問題として考える

・いじめを許さない心情と雰囲気づくり
・早期発見、早期指導、継続した指導
・生徒会活動（月例集会）の利用

↓

9 指導の継続

事態が改善されない場合は、再度検討して改善策を練る。

別紙②

重大事態発生時の対応フロー

重大事態と判断（校長）

調査

1　報告
（法30条1項）

教育委員会

報告

知事

学校　＋　教育委員会

2　調査委員会の設置
（法28条1項）
いじめ問題対策委員と県教育委員会から派遣された外部専門家を加えたメンバーで組織する。

3　調査委員会による調査の実施
（法28条3項）
調査委員会を中心として、学校と県教委が協力して調査を行う

保護者

・情報を適切に提供
・調査結果の報告
（法２８条2項）

4　知事報告
調査結果の報告

5　付属機関による再調査
（法30条2項）
必要と判断したときは付属機関（第三者委員会で構成）による再調査を実施。

6　調査結果の報告

保護者
教育委員会
議会

7　再調査の結果を踏まえた措置（法３０条５項）
学校及び県教育委員会による当該事態への対処及び再発防止への取組